

東京学芸大学剣道部「剣 獅 会」規約

第1章 総則

第1条 本会は、東京学芸大学剣道部「剣獅会」と称す。

第2条 本会は、東京学芸大学剣道部の後援に任じ、この向上を期すると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第3条 本会の事務局は、東京学芸大学に置く。

第2章 会員（組織）

第4条 本会の普通会員は、東京学芸大学剣道部に在籍し者及び同大学出身者とする。

第5条 本会の賛助会員は、本会の趣旨に賛同する者及び本大学に由縁のある者に対して役員の推薦又は承認を得た者とする。

第6条 会員は、所定の手続きを行い。第17条に定める会費を納めなければならない。

第3章 役員

第7条 本会は、次の役員を置く。

会 長 1 名 副会長若干名 幹事長 1 名 副幹事長 1 名 事務局長 1 名
副事務局長 2 名 学年幹事 各年度 1 名 会計 3 名 会計監査 2 名
学連担当 若干名 武蔵野賞担当 若干名 審判部 若干名
広報担当 若干名 顧問若干名

第8条 第7条に定める役員の選出方法は次のとおりとし、総会において承認する。

1. 任期2年目に役員選考委員会を設置し、次年度の役員を選出する。
2. 役員選考委員会は、幹事長、副幹事長、事務局長、副事務局長とする。
3. 顧問は、役員会において推薦し会長が委嘱する。

第9条 役員の任期は次のとりとする。

1. 役員、顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 役員の任期は、選出された総会から2年後の総会までとする。任期中の欠員補充に関しては、前任者の残任期間までとする。

第10条 役員の業務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、これを統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は、これを代行する。
3. 幹事長は、副幹事長とともに学年幹事を統括する。
4. 事務局長は事務局を代表し、副事務局長とともに渉外内務を統括する。
5. 学年幹事は、その年度を代表し、本会の活動を補佐する。
6. 会計は、本会の会計業務を担当する。

7. 会計監査は、本会の会計業務を監査する。
8. 学連担当は、東京学連剣友連合会に係わる業務を統括する。
9. 武蔵野賞担当は、武蔵野賞高等学校剣道大会の運営を補佐する。
10. 審判部は、各種大会の審判派遣にかかわる業務を担当する。
11. 広報担当は、本会の活動を会員に広く周知・普及する。
12. 顧問は、会長の諮問に応ずると共に、役員会に出席することができる。

第4章 会議

- 第11条 本会の会議は総会・臨時総会・役員会とする。
- 第12条 総会は毎年1回会長がこれを招集し会務を審議する。
- 第13条 臨時総会は必要に応じて会長が招集し会務を審議する。
- 第14条 役員会は必要に応じて会長または役員の過半数の要請のある場合、会長が招集し会務を審議する。
- 第15条 各会議における議決は、当該会議出席者の過半数以上の同意で決定し可否同数の場合は会長の決するところによるものとする。
- 第16条 本会の会費は会員の会費・賛助会費及び寄付金等の収入をもってあてる。
- 第17条 本会の普通会员の会費は、年間1口5,000円とし、複数口でも可とする。
- 第18条 本会の賛助会員の会費は寄付とする。
- 第19条 本費用は本会の運営・剣道部の大会費用・合宿の援助及び会員の学連剣友大会への参加費の一部として支給する。
- 第20条 本会の会計年度は、4月1日から3月31日の1年間とする。
- 第21条 本会の規約改正は、総会において出席者の過半数の同意を得て行う。

第5章 入会及び退会

- 第22条 東京学芸大学剣道部に在籍した卒業生は原則として卒業時に加入するものとする。
- 第23条 賛助会員は、その都度会長に届けるものとする。

第6章 慶弔規定

- 第24条 本会員に慶弔があった場合は、次のとおりとする。
- 1) 慶事：八段昇段・範士昇格・全日本選手権出場・全国規模の大会（全国教職員大会等）ベスト8等 ※学生 関東学生ベスト8 全日本学生出場等
 - 2) 弔事：本会としては、特に定めない。
- 第25条 第24条に該当しない慶弔に関しては、必要に応じて役員会で決定する。さらに本会に功績のあった者に対して賞を与える。

第7章 附則

- 1 本会則は、平成26年10月4日から施行する。
- 2 平成27年8月29日 改訂
- 3 令和 7年8月30日 改訂